

## 令和元年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

### 1 日時

令和元年（2019年）11月14日（木）10時～11時40分

### 2 場所

山崎浄化センター 管理棟 1階 会議室

### 3 出席者

#### （1）委員（五十音順、敬称略）

北原罔彦（市民公募委員）、鈴木淳（大倉設備工業株式会社）、立川直（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、中川直子（中央大学理工学研究科）、長坂祐司（東京地方税理士会鎌倉支部）、堀江信之（一般社団法人日本下水道施設業協会）、松山豊司（市民公募委員）、三宅十四日（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所） ※4議題（1）で会長は堀江信之氏、副会長は中川直子氏を選任。

#### （2）幹事及び担当課職員

樋田都市整備部長、関都市整備部次長兼都市整備総務課長、森都市整備部次長兼道路課担当課長、加藤下水道河川課担当課長、野中下水道河川課担当課長、永田浄化センター所長、持田共創計画部次長兼企画計画課担当課長、吉田財政課長（加藤総務部次長兼納税課長代理出席）

下水道河川課 阪中課長補佐、石原係長、斉藤課長補佐、白取係長、浄化センター 木村所長補佐、北川係長、齋藤所長補佐、板倉主事

#### （3）事務局

都市整備総務課 岩崎課長補佐、山田担当係長、根本主事

### 4 議題

#### （1）会長、副会長の選任

会長及び副会長は互選により選出され、選出後あいさつがあった。

なお、諮問に入る前に傍聴について、事務局から傍聴希望者がいないことを報告した。

#### （2）諮問

事務局から、次のとおり諮問について、諮問事項と概要の説明を行った。

ア 下水道使用料減免制度の見直しについて

イ 下水道事業における経営戦略の策定について

諮問事項について、質疑はなかった。

#### （3）下水道事業の現状と課題について

幹事から説明後、質疑応答が行われた。

#### （4）下水道使用料減免制度の見直しについて

幹事から説明後、質疑応答が行われた。

#### （5）下水道事業における経営戦略の策定について

幹事から説明後、質疑応答が行われた。

(6) その他

鎌倉市下水道運営審議会の第2回及び第3回の日程調整を行った。

5 会議の概要

(事務局) 本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、都市整備総務課課長補佐の岩崎です。会長の選出までは、当審議会の庶務を担当させていただき進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、会に先立ちまして、都市整備部長の樋田より、ご挨拶を申し上げます。

(樋田部長) みなさんおはようございます。都市整備部長の樋田です。本来であれば市長の松尾がご挨拶させていただくところですが、所用がございまして、私からご挨拶させていただきます。

本日は、朝早くから鎌倉市下水道運営審議会にご出席を賜りまして、また審議会の委員をお受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この場を借りましてお礼申し上げます。

さて、本市の下水道事業でございますけれども、公衆衛生、公共水域の水質保全、水洗化の促進、浸水対策といった使命を受けまして昭和33年から汚水と雨水を分けた分流式という方式で事業を開始し、以来60年を経過してきているところでございます。この間施設は老朽化し、また近年異常気象による災害が多発しているということから、老朽化対策、災害対策が喫緊の課題となっているところでございます。

一方で本市の財政事情も類に漏れず社会保障費が増大しまして、下水道事業をとりまく環境が大変厳しい状況となっております。

このような中、将来にわたりまして、住民に直結するサービスを安定して供給していくために、経営の健全化の取り組みが必要な時期に来ている状況でございます。

また、経営の見える化が求められており、本年4月から下水道事業特別会計から地方公営企業法を適用して企業会計へ移行したところでございます。

これらを含めまして、当審議会におきましては、本日、下水道使用料の減免制度の見直し、下水道事業における経営戦略の二点について諮問させていただきます。

本日は初めての審議会になりますが、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とします。よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 樋田部長、ありがとうございました。

続きまして「鎌倉市下水道事業運営審議会」委員委嘱式を執り行います。  
本審議会は、本市の下水道事業の運営について調査審議していただくため、鎌倉市下水道事業運営審議会条例に基づき設置したもので、任期につきましては、本年11月1日から令和3年10月31日までです。

—（委嘱状の交付）—

—（委員自己紹介）—

—（樋田部長から幹事紹介）—

（事務局）ありがとうございました。

それでは、本審議会ですが、公開となっております。このため、本日の審議については、後日、議事録を作成し、ホームページ等で公開いたします。また、議事録作成のため、事務局におきまして、録音、写真撮影などをさせていただくことがございますことをご了承ください。

この件に関し、ご質問等はございますか。

—（質問等なし）—

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、はじめに、事務局から、委員の出席状況について、報告いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、審議会委員8名中、7名の出席をいただいておりますので、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に達しておりますことを報告いたします。

続いて、本日の配付資料について、ご確認願います。

本日の資料は、

資料1 下水道事業の現状と課題

資料2 鎌倉市の下水道事業に関する計画

資料3 鎌倉市の下水道使用料の減免制度について

資料4 経営戦略、将来にわたる安定的な下水道事業経営を目指して

資料5 鎌倉市下水道事業運営審議会委員名簿

資料6 鎌倉市下水道事業運営審議会条例

資料7 鎌倉市下水道事業運営審議会条例施行規則

資料8 鎌倉市下水道条例

資料9 鎌倉市下水道条例施行規則

の9種です。また、机上に参考資料として、

参考1 鎌倉市下水道マスタープラン

参考2 鎌倉市下水道中期ビジョン

参考3 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画

を1つのファイルに綴じ込み、置かせていただきました。

ご確認をお願いします。

それでは、次第4(1)「会長・副会長の選任について」を議題とさせていただきます。

「会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。」となっていますが、今回は、いかがお取り計らいいたしましょうか。

— (委員から堀江委員を推す声あり) —

(事務局) ただ今、ご出席の委員から堀江委員の推薦がございました。

皆様いかがでしょうか。

— (出席委員から異議なしの声あり) —

ありがとうございます。

それでは、これからの進行を堀江会長にお願いします。

恐れ入りますが、会長席へ移動していただき、恐縮ですが一言ご挨拶をいただきたいと思います。

— (堀江委員会会長席への移動) —

(会長) ただ今選任いただきました堀江でございます。

最近、台風が次々とやってきて、テレビでも長年住んでこんなことはなかったと言う地元の方とか、気象の変化を感じます。また、新聞でも1面に全国で危険な老朽橋が手つかずと載る時代になりました。

日本も振り返ってみますと、敗戦の焼け野原から人口増、工業化で経済が発展して、それに合わせてものすごい勢いでインフラが整備されました。先人達のおかげでまちの暮らしも随分便利になったわけですが、平成に入りますと少子高齢化で、福祉・医療関係にお金が使われ、ずっとインフラ投資は控えられました。そして人間同様、インフラも高齢化で色々なところが具合悪くなって来た時代かと思います。

鎌倉市に色々なインフラを作ってもらって、市民の皆さんはそれを享受しているわけですが、下水道も市民にとっては大きなインフラだと思いますので、微力ながら、一緒に考えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(会長) それでは、続きまして、副会長について選任することとなっていますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、前回の審議会でも委員を務められた中川委員に副会長をお

願いたいと思いますが、いかかでしょうか。

—（出席委員から異議なしの声あり）—

（会 長）異議なしの声がありましたので、中川委員よろしくお願ひします。

ありがとうございます。それでは、中川副会長、よろしければ、一言お願ひします。

（副会長）今回もお手伝いをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

（会 長）それでは、会議を続けます。事務局から報告があります。

（事務局）本日の傍聴について、報告します。

本日、傍聴希望はありませんでした。

（会 長）傍聴者がいないことを確認しました。

では、議題に移ります。

議題は、諮問です。事務局お願ひします。

（事務局）諮問について、諮問書の写しを取り、委員の皆様へに配付いたしますので、しばらくお待ちください。

—（諮問書写しの配布）—

（会 長）それでは、諮問について、説明をお願ひします。

（幹 事）鎌倉市長からの本鎌倉市下水道事業運営審議会への諮問事項について説明させていただきます。諮問は、「下水道使用料減免制度の見直しについて」、「下水道事業における経営戦略の策定について」の2件です。

詳細につきましては、後ほどご説明いたします、

なお、下水道使用料減免制度の見直しについては、次回の第2回審議会において答申をお願ひしたいと考えております。

また、下水道事業における経営戦略の策定については、本年度中に審議会を3回程度開催し、翌令和2年度に3回から4回の審議会を開催した後、令和2年12月頃に本審議会において答申をお願ひしたいと考えております。以上で説明を終わります。

（会 長）ただいま、諮問について説明がありましたが、ご質問等がありますか。

スケジュールについて、説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

(会長) ないようですので、次に、次第4(3)「下水道事業の現状と課題について」説明をお願いします。

(幹事) それでは、「下水道事業の現状と課題について」説明します。

(パワーポイントによる説明。資料1)

(1ページ) 鎌倉市は、神奈川県南東部の三浦半島の基部西側に位置しています。緑豊かな丘陵と相模湾を臨む美しい海岸線を有すると共に、全国的にもよく知られている歴史都市でもあり、東京駅から約50キロメートル(電車で約1時間)、横浜駅から約20キロメートル(電車で約25分)の距離にあることから、首都圏近郊の観光地として、また、ベッドタウンとしての性格も有している人口約17万6千人の都市です。

(2ページ) 鎌倉市の公共下水道事業は、昭和33年(1958年)に事業に着手し、処理方式は汚水と雨水を別々に処理する分流式を採用しています。

市の中央部を東西に丘陵地が横断していることから、南側の鎌倉処理区と北側の大船処理区の二つの処理区に分け、それぞれに処理場を設置しています。下水道事業は、鎌倉処理区から着手し、昭和47年(1972年)3月に七里ガ浜下水道終末処理場の供用を開始しています。その後、大船処理区へ事業区域を拡大し、平成5年に山崎下水道終末処理場の供用を開始し、更に平成20年に市街化調整区域へ区域を拡大しています。

(3ページ) 鎌倉市の下水道事業汚水の現状ですが、人口普及率は97.7パーセントとほぼ整備を終えています。鎌倉処理区は、事業着手が昭和33年と早く、当時の施工技術では、管渠を深く埋設することができず、稼働している6つの汚水中継ポンプ場を経て、高台にある七里ガ浜下水道終末処理場に汚水を送水しています。

大船処理区については、昭和61年に事業着手していますが、その後の技術的な向上もあり、幹線に中継ポンプ場を設置することはなく、自然流下で山崎下水道終末処理場まで汚水を送水しています。

右上の写真で緑色の建物は、日本で最初に下水処理場の上部利用施設として建てられた「鎌倉武道館」です。

(4ページ) 次に、雨水事業につきましては、汚水と同様に排水区域を鎌倉排水区域と大船排水区域に分けて実施しています。鎌倉排水区域に降った雨水は、雨水管渠等の下水道施設や河川を経て相模湾に、大船排水区域に降った雨水は、雨水管渠等の下水道施設や河川を経て神奈川県管理の2級河川柏尾川に放流しています。なお、計画降雨強度は年超過確率1/10、1時間当たり57.1mmで整備を進めており、現在の整備率は、77.8%となっています。

(5ページ) 次に現状と課題について説明します。

1点目の施設の老朽化については、鎌倉処理区の汚水ポンプ場と幹線管渠である圧送管が供用開始から37年～47年経過し、老朽化が進行している状況にあります。写真は、平成22年に圧送管が破損した時のものです。今後、

老朽化対策に伴う改築・修繕経費の増大が課題となっています。

(6 ページ) 2 点目の地震・津波につきましては、鎌倉処理区の 6 箇所ポンプ場の内、5 箇所が津波浸水想定区域内に立地しており、津波により浸水した場合、送水機能が停止する事態も想定されます。また、2 つの処理場には、耐震性能が十分でない建築物や土木構造物があります。

(7 ページ) 3 点目の伏越管につきましては、鎌倉処理区では当時管渠を深く埋設することができず、河川等の横断箇所のうち、60 箇所が伏越構造となっており、定期的な浚渫作業など維持管理が大きな負担になっています。

(8 ページ) 4 点目の未整備地区の解消、未接続の解消につきましては、汚水管渠の整備はほぼ概成したため、市街化調整区域の一部 54.6 ha を新たに事業計画区域に編入し、平成 22 年度から整備を行っています。

しかし、未整備地区には地形が複雑であることや財源の確保、土地の権利関係等の課題も多くあり、また、経済的理由などから公共下水道に接続しない家屋があるなど事業計画区域内の普及促進も課題となっています。

(9 ページ) 5 つ目の雨水施設の整備につきましては、年超過確率 1/10 で、1 時間当たり 57.1mm の雨を計画降雨として整備を進めています。

年超過確率とは、毎年 1 年間にその規模を超える降雨がある確率が 10%であることを示していますが、全国的な傾向として計画降雨を超える局所的な集中豪雨の発生頻度が増加し浸水リスクが高まっています。

限られた財源の中で、未整備区域の整備進捗を図ると共に超過降雨への対応のあり方も課題となっています。

(10 ページ) 6 つ目の経営については、人口減少や節水型家電の普及等に伴う汚水量の減少による下水道使用料の減少があります。人口の減少は全国的な問題であり、将来的にも、使用料収入の減少傾向が予想されることから、今後、下水道施設の改築等の遅れが懸念されます。そのため鎌倉市では、汚水処理量の減少に合わせて将来は処理場の統合を図る必要もあると考えています。

(11 ページ) その他の課題についてですが、1 点目の人口減少では、汚水量の減少から既存処理施設の余剰能力分の整理が必要と考えています。処理場の統合等を含め計画見直しも検討が必要な状況となっています。

2 点目は、宅地内の雨どい等の污水管への誤接続や污水管の老朽化などによる雨水などの不明水の流入により、終末処理場の負担が大きくなるため、浸入水対策も課題の一つと考えています。

3 点目は、下水道担当職員が 10 年前の 2/3 に減少し、執行体制の脆弱化が危惧されています。特に建設、維持管理に携わる技術職員の減少割合が大きく、これに伴う技術力不足なども課題となっています。

以上で本市の下水道事業の現状と課題についての説明を終わります。

引き続きまして、鎌倉市の下水道事業に関する計画について説明します。

(パワーポイントによる説明。資料 2)

(1 ページ) 先ず、市の公共施設の管理計画としては、市役所などの建物に関するマネジメント計画である「鎌倉市公共施設再編計画」(平成 27 年 3 月策定)と道路や下水道といったインフラに関するマネジメント計画である「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」(平成 28 年 3 月策定)の 2 つの計画を策定しています。

この 2 つの計画は、公共施設の管理において車の両輪をなす計画であり、将来に渡り公共施設の適切な維持管理や補修更新等を行っていかうとするものです。

また、これらの計画の策定に併せて、総務省が各自治体に求めている「公共施設等総合管理計画」(平成 28 年 3 月策定)として位置付けています。

次に、市の公共下水道事業につきましては、社会基盤施設マネジメント計画と連携・反映する形で「鎌倉市下水道マスタープラン」(平成 18 年 3 月策定)、「鎌倉市下水道中期ビジョン」(平成 25 年 2 月策定)を策定し、老朽化対策としてのストックマネジメント計画や地震対策としての持続型下水道幹線再整備事業など個々の事業展開を行っています。

(2 ページ) 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画は、本市のインフラが目指すべき姿を、「その目的に対し、機能と役割が充足している状態」と定義し、限られた資源(人・もの・金・情報)を最大限活用し、保有するインフラを目指すべき姿に近づけるための計画です。

下水道事業に関する施設管理の目標としては、「予防保全型管理による効率的な管理を目指す」、「排水システムを含めた災害に強い下水道システムの構築」、「浸水対策の充実を図る」、「適正な料金単価、料金体系を検討し、事業歳入の安定化を目指す」の 4 点を掲げています。

(3 ページ)「鎌倉市下水道マスタープラン」は、鎌倉市の下水道の将来における方向性を明らかにし、今後とも実施すべき整備計画を明確にするとともに、管理計画や財政計画も体系化した計画です。

(4 ページ) 鎌倉市下水道中期ビジョンは、長期的な視点を踏まえた、平成 25 年度から概ね 10 年間の中期計画として、維持管理、整備、環境、経営の 4 つの基本方針のもと、それぞれ主要な課題を整理し、機能の安定向上、安全・安心の確保、環境創出のための具体的な施策を検討し、今後の下水道のあり方をまとめたものです。

(会 長) ただいま、現状と課題、計画についてご説明いただきましたが、説明にご意見、ご質問はありますか。

(委 員) 資料 1 の最後のページですが、7 番その他の課題の中の不明水の浸入の中にある、高度成長時代の住宅団地コミュニティプラントの接続というのは、分譲地とか団地で下水処理施設を団地専用のもを造っていて、これと繋いだことにより不明水が浸入しているということですか。

(幹 事) 住宅団地のコミュニティプラントの接続に関しましては、開発によって住宅団地のコミュニティプラントとして造られたものを、市が下水道を整備した段階で、コミュニティプラントから切り替えて公共下水道に接続しているという経過があります。

開発で行った下水道の整備についても、老朽化が進んでいるということで不明水の浸入があるという状況です。

(委 員) 契約 1 件毎に公共下水道に繋いだということではなくて、コミュニティプラントを経由して繋いでいるということですか。

(幹 事) コミュニティプラントは経由していません。コミュニティプラントの手前のところで、集まった下水が公共下水道に入っています。

(委 員) コミュニティプラントより手前の部分の状態がよくわからないというか、昔のままということですか。

(幹 事) 施設の一部は、市に帰属を受ける段階で、一部改修等しているところもありますが、改修ができていない所もあり、老朽化も含めて比較的不明水が多く入っている状況です。

(委 員) その他の課題にある人口減少について、なぜ人口が増えないのでしょうか。高齢化で人口が減少するのはわかりますが、開発で既存の敷地が分割されて建物が多くなっているの、人口は増えていくのではないですか。

(幹 事) 人口については、統計資料から推計を出して、推計を基に将来の人口を出しています。

(幹 事) 人口減少は、少子高齢化ということで、高齢のかたが亡くなられていくことと、出生率が非常に低くなっていることから、全体の人口がどんどん減っていくというのが現状です。

(委 員) 市外から入って来られる方の状況はどうですか。

(幹 事) 人口は、昭和初期から増加し、昭和 62 年頃が人口のピークとなりました。平成 14 年頃が人口としては一番少なくなっていますが、そこから市では子育てビジョン等の施策を通じて子育て環境の整備等を行い、人口が元に戻った状況で、平成 22 年が第二次の人口のピークです。

全国的に見ても人口が増えていかないという状況となっており、本市においても人口が減っていくという見込みとなっています。

本市でも人口推計を立てていますが、将来的な人口はかなり減っていく見

込みで、市が人口誘導を行わなかった場合、かなり先にはなりますが、今現在が約 173,000 人ですが、2060 年には、134,000 人で人口誘導を行った場合で 147,000 人となり、かなり人口が減っているという予測となっています。

(委員) 住民票を移さないという傾向はありますか。

(幹事) 以前は、別荘地ということで、住民票を置かない方もいましたが、現在はそのようなことも少なくなってきました。大きなお屋敷も多かったところですが、敷地が分割されて売り出されているところもあります。このような状況でも人口減少の傾向は続いていくと考えています。

(委員) 鎌倉市公共下水道事業の概要のところで、人口 176,436 人、人口普及率は 97.7%、整備率 97.5%とあります。資料の最初に世帯数 82,444 世帯とありますが、下水道使用料を払っている世帯数ですか。二世帯住宅でも契約は 1 件ですか。

(幹事) 下水道使用料については、二世帯住宅に関係なく、メーターの数を賦課しています。

(委員) 世帯数 82,444 世帯というのは、メーターの数ですか。鎌倉市の住民の世帯数と一致するものではないですか。

(幹事) 世帯数 82,444 世帯は住民票の世帯数で、下水道使用料の対象となる世帯数ではありません。

(委員) 下水道使用料の対象となる世帯数ではないわけですね。どの位違うものですか。

(幹事) 下水道使用料を賦課しているのは、約 75,000 件です。

(委員) これは県営水道のメーターの数と考えてよいですね。

(幹事) そうです。

(会長) 次第 4 (4)「下水道使用料減免制度の見直し」について、説明をお願いします。

(幹事) それでは、先程、諮問させていただいた「下水道使用料減免制度の見直し」について、その内容をご説明させていただきます。

資料にありますように、現在、鎌倉市下水道条例第 15 条では、市長が各号に該当すると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる」と規定しています。

今回、委員の皆様にご審議いただきたいのは、条例第 15 条第 1 項第 2 号の「生活保護法により公の保護を受けているとき」、2 つ目の囲いの 1. 「生活保護費の支給を受けている者」の使用料の減免についてとなります。なお、条例第 15 条第 1 項第 3 号「その他規則で定める事由があるとき」とありますが、それは、2 つ目の囲いの 2 から 9 となります。

平成 24 年 8 月頃から神奈川県は、生活保護費に含まれる光熱水費と水道料の減免が実質的な二重給付となっていると県町村会などから見直し要望があり、公平性確保のため、この制度の廃止を検討し始めました。

それを受けて神奈川県内でこの減免制度を実施していた市町村でも、廃止に向けた検討が行われはじめましたが、鎌倉市は県内の動向を注視することとし、これまで減免し現在に至っておりますが、この間、本市においては庁内で検討を重ねてまいりました。そして、このたび、市の考え方がまとまりましたので、本審議会においてご審議いただくこととしました。

次に、本市の考え方を説明します。

光熱水費の定義を全国消費実態調査において確認しますと、平成 26 年全国消費実態調査の収支項目分類表によると、「光熱・水道」の下位項目には「上下水道料」との記載があり、この項目の内容例示では「上水道料 下水道料」とあります。このことから、当該調査の項目として下水道使用料は光熱水費に含まれることが確認できます。

神奈川県をはじめ、多くの市町で、これを一般的な根拠として当減免制度を廃止しており、現在、神奈川県内の 19 市のうち 13 市で当減免制度を廃止しています。

これらの事から、生活保護受給者における下水道使用料減免制度は、生活保護費に下水道使用料（光熱水費相当額）が含まれており、本来生活保護費の中から下水道使用料を支払っていただくべきものであり、受益者負担の観点からも当制度は継続せず、生活扶助の支給が、最低限度の生活の需要を超え、生活保護法の基本的な考え方である「自立の促進」を抑制する恐れがあることから、廃止すべきであると考えます。

最後になりますが、現在、生活保護受給者に対しては、下水道料金全額を減免しており、平成 30 年度は 548 世帯（55,737 m<sup>3</sup>）、7,378,270 円の減免額となっています。

減免制度を廃止しますと 1 世帯当たり、およそ年間 13,464 円の支払いが発生することになります。以上で説明を終了します。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

（会 長）ただいまの説明にご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

(委員) 方向性としては、理屈では重複している部分は廃止すべきであるということだと思えます。実際、既得権を主張するかたもいると思えますが、どのような意見があるのか承知していますか。

(幹事) 福祉制度を支援するという、制度の後退になるという意見は出てくるのではないかと考えています。

(委員) 今のところ、意見はでてきていないということですか。

(幹事) 現在、制度を廃止するということは、まだ公表していない状況です。したがって意見はまだ出ていません。

(委員) 制度の廃止については、もめるのではないですか。

(幹事) さまざまなご意見はいただくようになるとは思いますが、丁寧に説明していきたいと考えています。

(委員) 生活保護制度の対象になると、自動的に減免制度の適用を受けられるのですか。それとも、減免申請の手続きが必要なのですか。

(幹事) 生活保護の手続きを行うと、下水道使用料の減免制度適用への申請手続きを行う手順になっており、申請を行っていただくことで、減免を行うことになっています。

(委員) 申請主義ということですね。生活保護受給者が減免対象者ということではないですね。

(幹事) 生活保護を受けていても減免申請をしないと、下水道使用料減免の対象にはなりません。

(委員) 現状では、生活保護受給者世帯と使用料の減免を行っている世帯数との乖離はどの位ありますか。

(幹事) 令和元年8月1日現在で、生活保護受給者世帯が863世帯、下水道使用料の減免を行っているのは、平成30年度の減免を行っているのは548世帯となっており、約300世帯ぐらい乖離しています。

(委員) 生活保護受給者について、財政がどの位負担しているのか、下水道使用料の減免額がどの位影響しているかを事実に基づいて審議する必要があると考え

ています。

(委員) 神奈川県ですが、水道料金についても市の考え方と同じ取り扱いを行っているのですか。

(委員) 水道については、生活保護受給者に対する減免に関しましては、平成 27 年 4 月 1 日から廃止しています。考え方としましては、他の事業者である横浜、川崎、横須賀で制度見直しが進み、同じ県内でありながら地域間で不均衡が生じていることから、また、説明にあったように生活保護費に水道料金相当額が含まれているということなので、支払いをいただくのは正しいことではないかということで廃止しました。

(委員) 下水道使用料の減免制度の見直しが決まった場合、その後の手続きとして、施行までの期間がありますか。また、他の都市で課題となったようなことはありますか。

(幹事) 手続きについては、下水道使用料の減免制度の見直しについて、当審議会から答申をいただいた後、下水道条例の条例改正が必要になってきます。令和 2 年度 9 月議会において、条例の改正を行う予定で考えています。また、周知期間は 6 箇月を考慮しており、令和 3 年 4 月から下水道使用料の減免制度を廃止する予定で、期間中は各方面に周知及び説明を行っていく予定です。

手続き上の課題としては、生活保護世帯に対する下水道使用料の減免制度をやめるということで、対象者への通知を行うと同時に、減免制度が生活保護受給者以外の理由により減免することができるので、生活保護以外の理由で減免制度を利用される方への説明を行い、別の理由での追加申請等の手続きを進めていきたいと考えています。

(委員) 減免制度の見直しには、条例の改正が必要であるということがわかりましたが、市議会のご意見が重要になってくるということでしょうか。

(幹事) 条例改正には、市議会の承認を得る必要がありますので、市議会のご意見も伺うこととなります。

(会長) 他にないようでしたら、次第 4 (5)「下水道事業における経営戦略の策定について」説明をお願いします。

(幹事)「経営戦略の策定」について、資料 4 とパワーポイントを活用して説明します。

鎌倉市の公共下水道の資産は膨大であり、かつ多くの資産が耐用年数を超え、老朽化が進み、更新の時期を迎えています。

具体的には、鎌倉市の下水道事業では、終末処理場が七里ガ浜と山崎の2箇所、7箇所の中継ポンプ場、489キロにおよぶ污水管きよ、更に239キロの雨水管きよなどの資産を保有しています。

鎌倉市の下水道事業は、昭和33年、鎌倉処理区の都市計画決定、昭和34年の污水管きよの工事着手から60年が経過しています。大船処理区についても、昭和61年に都市計画決定を行ってから既に33年が経過しており、2つの処理区において施設の老朽化が進み、更新の時期を迎えています。

一方で、鎌倉市の人口は減少することが予測され、加えて生活様式の変化や、節水型家電、設備が登場し、節水意識も高まったことで、主な収入である下水道使用料も減少することが予測されます。

また、下水道事業では、下水道が目指すサービス、下水道事業が抱えるリスクを説明することが求められています。

加えて人口減少が進む中、中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化とマネジメントの向上に取り組むことが必要となっています。

なお、経営戦略については、平成32年度、元号が変わりましたので、令和3年（2021年）3月末までに策定することが総務省の要請で求められています。

「経営戦略」は、下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画ですので、計画の中心は「投資・財政計画」となっています。

計画的な点検、調査、改築にかかる費用、浸水、地震に備えるハード・ソフト対策費用、汚水処理区の統合にかかる費用などの見通しを試算した投資試算と、下水道使用料や広域化・民間ノウハウの活用、経費・組織の効率化を行ったうえで、財源の見通しを試算した財源試算との均衡を図り、バランスを取りながら計画を策定することが必要です。

「投資試算」や「財源試算」は、可能な限り長期間、原則として30年から50年、かつ複数の推計パターンで行うこととされており、経営戦略に記載する「投資・財政計画」の期間は10年以上が基本とされています。

なお、鎌倉市では本年、平成31年4月に地方公営企業法の一部（財務規程）を適用し、企業会計に移行しています。

投資・財政計画を検討したのち、下水道事業及び地域の現状と課題、将来見通しを踏まえ、さらに人口推計や鎌倉市の実施計画、下水道マスタープラン等の各計画と整合を図りながら、必要な検討、取組方針を決定していきます。さらに、経営戦略を実践したうえで、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行うように考えています。

これらの取り組みを推進することで、下水道に求める機能（サービス）、コスト、リスクを「見える化」して把握、分析、公表し、下水道に求められる説明責任の向上を図ることで、市民の皆様の理解を得ながら、下水道事業の安定した持続的経営の確保に取り組んでいこうとするものです。

以上で説明を終わります。

(会 長) 何か質問等がありますか。

(委 員) 神奈川県の水道事業と重なるところと、他の電気等との関係はどうなっていますか。計画の策定には関係してきませんか。

(幹 事) 本市が、地方公営企業として運営する企業は下水道事業のみとなりますので、経営戦略の策定の対象となるのは、公共下水道事業のみとなります。

本市の場合は、地方公営企業として規定する事業は他にありませんので、今回初めて公共下水道に対する経営戦略を策定するということとなります。

(委 員) 市議会ではどのような議論がされているか伝わってこないのですが、広報等を見ても議論されているように見えないのですが、議論の経過はどうなっていますか。

(幹 事) 経営戦略については、これから議会に報告する予定でおります。今回第1回の審議会を開催いたしましたので、本年12月市議会建設常任委員会におきまして、本日の審議の状況及び経営戦略について本市の考え方を報告することを考えています。

これまでの市議会における議論の経過についてですが、通常、行政計画を策定したときには議会に報告を行っており、実際に事業を行っていくなかでは予算が必要となり、予算要求をする際に議会の議決が必要となってきますので、審議をいただくということになります。

計画の策定については、市側から議会に報告しない場合は、特段の議論は行われませんが、市議会議員の一般質問に対して回答するということがあります。

(会 長) 公共施設全体での計画が既に策定されていると思いますが、これは市議会には報告しましたか。

(事務局) 本市では、鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画を策定しており、本日、資料としてファイルに綴じて机上に配置しております。資料のうち3番目のものとなりますが、この計画は策定した後、市議会に報告を行っており、計画に沿って各インフラの個別の管理を行っています。

(会 長) 社会基盤施設マネジメント計画は、下水道も含めた社会基盤施設の全体の計画だと思います。もし策定の際に議論があったのであれば、次回以降に説明していただくこともあるかと思います。

(会 長) 一般的に福祉や医療といった関係ですと、身近な問題として市民の関心が

高いと思いますが、インフラの問題ですと直接日々のこととして感じることは少ないと思います。公共事業関係では、もっと市民のみなさんに説明責任を果たしていくために、土木学会でもインフラを見てもらうツアーやイベントなどをされています。(インフラの) 高齢化、老朽化について知ってもらう動きが出てきたと思うのですが、道路や公園などですと橋が錆びているとか街灯が切れているなどですと、目視で傷んでいるところはわかります。ですが、下水道ですと地下にあるので普段目にすることはありませんが、老朽化で污水管が腐って道路が陥没するということがあり、このような状態になると状況が分かってきます。

下水道は、インフラの中でも最も見えない施設です。污水处理場ですと見たことがある人は少ないと思います。小学校の見学で見える機会もあると聞いていますが、この他では見る機会はないと思います。インフラ自体は皆さん意識していると思いますが、その中で下水道は最も意識されないとされています。

(幹 事) 社会基盤施設マネジメント計画ですが、平成 27 年度にインフラの総数を把握しようとしていました。これまでは、下水道に関してはマンホールの数がいくつあるのかということ把握していませんでした。このため、1年をかけて道路、橋梁、下水道ではマンホールなど、公園といったインフラ施設の把握を行いました。

平成 27 年度に策定した社会基盤施設マネジメント計画では、各インフラをどのように管理していくかということを計画として策定しています。

このなかで、下水道については 60 年、橋梁については 50 年以上のものが半数ありますので、ある一定の期間が来ると何十億円というお金がかかるので、これを平準化していくということで年間いくらかかるのかということ、下水道では 59 億円というところ 44 億円位に平準化していきたいというところを報告いたしました。

社会基盤施設マネジメント計画の進捗状況については、都市整備部長を長として年 4 回から 5 回、部内ですが進行管理を行っています。

(委 員) 経営戦略として定めようとしているのは、資料ではどこを指しているのでしょうか。求める姿が下水道の安定した継続的経営の確保というところはわかりますが、どういったものを作ろうとしているのかがわかりません。

(幹 事) 経営戦略は、総務省からガイドラインが出ており、このガイドラインに沿って経営の分析を行っていきます。実際には財政基盤が非常に大きくなりますので、これを踏まえたうえで、今後本市が提供していくサービスのバランスを考えて作っていくことになります。

総務省から経営戦略のひな型が示されていて、項目として市の状況を踏まえて、人口推計、財政計画を作ってまとめるというものですが、今回初め

て策定するということもあり、総務省の示したひな型に沿って策定していると考えていますが、書類としては5ページから10ページ位になります。

(委員) 例えば1年間で、下水道事業にかかる予算の大まかな配分がどのようになっているのか、借金も返済しているでしょうし、実務的に使えるお金のバランス等も教えてください。

(幹事) 今回は、初回ということで、諮問事項等の確認ですので資料等はお配りしておりませんが、次回以降、ご指摘のありました内容について資料をそろえてご説明させていただきたいと考えています。

標準的な規模のご説明になりますが、最近数年間の予算要求額はだいたい65億円から75億円の間に推移しています。

下水道の収入といいますと、自主財源は下水道使用料で約25億円、一般会計として税金から繰入金として約25億円、残りの20億円から25億円は実際に整備事業を行うときに借金として約95パーセントを借り入れできる仕組みがあります。例えば1億円の事業ですと9,500万円は、借入れることが可能であると、借入を行うかどうかについては、予算編成の際に財政部局と所管課とで調整、全体の状況も見ながら行っていきます。

今の下水道の考え方としては、借金の返済というのは、毎年30億円位ありますので、基本は、30億円を超える整備計画は行わないように予算を編成している結果、毎年の借金を起債額といいます、約15億円から20億円となっています。

将来的に安定的なサービスを提供していくための計画では、100億円規模必要になってくると考えています。この財源をどう調達していくのかという課題があり、財源がないのに計画を立てるとするのも難しいので、財源を踏まえたサービスの維持をどのようにしていくのかということを経営戦略として作っていきたいと考えています。

(委員) 起債額が15億円から20億円という説明がありましたが、起債するという事は利子が付くということだと思いますが、どの位の額になりますか。

(幹事) 起債で借入を行う場合は、国県と調整しながら行います。一般的に多いのは国の財政投融资からの融資で、以前の利率は7パーセント位あったときありますが、当時の利率で借入れた起債は償還し、現在は1パーセント前後、低いところでは、1パーセントを下回る利率となっている状況です。この利息と元金を含めて33億円から40億円位を返済しています。

借入先によって利率は異なりますが、市中銀行から借入れを行うときありますが、入札を行い、安い利率を示した銀行から借入れを行うようにして、資金繰りを立てています。

(委員) 一般市民等から借入れするようなことはないですか。

(幹事) ありません。

(会長) 次回は、その辺りがメインとなって資料をお出しいただけるでしょうか。

(幹事) 財政関係の資料を作って、これまでご質問があったこと、あるいは経営戦略のひな型についても標準のものをお示しします。

(委員) 次回、数字を公表していただくということで、本日は、租税の税収、起債等の収入、事業予算のバランスがとれているかという説明だと思います。

下水道事業は採算度外視の事業ではありませんから、受益者負担という考えを導入したりなどの方向に行くと思いますので、根拠に基づいた説得力のあるガイドラインを策定していきたいと思いますが、現在、プライマリーバランスの点では、鎌倉市の財政というのは若干傾いているという感じにあるのですか。

(幹事) いろいろな指標があり、どこで判断するかというと、一般的には財政力指数が使われています。

地方自治体は、国からの交付金を受ける制度がありますが、鎌倉市は国の財政力指数の基準を上回っているため、不交付団体になっています。この指標だけを見ますと比較的しっかりとした財政運営がされているということになります。

一番難しいのは、市民の皆様から要望を受けて行うこともあれば、独自に市が実施しなければならないものもあると思いますが、どの時期にどの位のお金が必要になるのかということが非常に大きく関係すると考えています。

市の予算に占める土木費は、全体の約 14 パーセント程度が配賦されていますが、この中で、更に下水道に関する予算が入ってきます。一つの考えとしては、他の事業を抑えても下水道事業に予算が欲しいというところですが、市全体を考えると難しいので、これから議論するにあたっては、事業を進めていくところでのバランスになります。

今までは、一般会計からの繰入金 25 億円を超えない範囲で、事業計画を進めていかなければならないと考えています。

(委員) 企業会計ですと、減価償却費等をどう組み入れていくかということが大きな課題と聞いていますので、今後検討させてください。

(委員) 今までの各委員の皆さんのお話で、計画案は進むと思いますが、その計画を市民が理解できるようにしないと関係のないところまで議論が広がってしまうと思います。学校が老朽化している、建物が危ないというのは理解を得や

すいですが、下水道の関係は見えないうところにあつて、しかし、見えたときにはとんでもないことになっているので、社会基盤施設、インフラの老朽化した部分を市民に見えるようにしていく努力、文書による説明の他、見学会を行つていくということが大事ではないかと思ひます。計画的にやつていき、忘れないようにしていく必要があります。これは意見です。

(委員) 鎌倉市では、未収水(不明水)などいろいろな課題を抱えていて財政的になかなか大変なところもあると思ひますが、近隣の市町村と比べると下水道使用料はどうですか。

(幹事) 下水道使用料は近隣市と比較して、真ん中よりも上ですが、特に高いというわけではありません。

(幹事) 本市は平成24年に下水道使用料を値上げしてから、以降7年が経過しています。この平成24年の値上げにより当時水準は上位になりましたが、その後、近隣市が値上げしたことから、中間にきているという経過となっています。

これまで、近隣市も地方公営企業法の適用を行つて企業会計に移行してきており、経営を行つていく中で下水道使用料を値上げせざるを得ないという選択をされていると考えています。なお、下水道の経営にかかる経費を下水道使用料に転嫁することは無理と考えています。汚水は使用料で、雨水は公費でという原則となっていますので、汚水にかかる費用の維持費については、使用料で賄つていくというのが必要で、国からの指導もあると思ひますので、しっかりと対応していかないといけないと考えています。

(会長) 各位ご関心のところもいろいろありましたが、次回以降、資料等も踏まえて議論していきたいと考えています。

(会長) 以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様には、誠にありがとうございました。

次第5「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回の下水道運営審議会は、下水道使用料の減免制度の見直しに関する答申について、ご議論をお願いしたいと考えています。また、本日説明させていただきました「下水道等の現状」について、委員の皆様にも実際に現地を見ていただきたく、日程の調整をお願いします。

正面のスクリーンをご覧ください。「第2回鎌倉市下水道事業運営審議会」では、鎌倉市内の下水道関連施設を視察していただこうと考えております。従いまして、委員の皆様には、鎌倉市役所本庁舎に、午後1時30分にご集合をお願いします。

開催日ですが、会議室等の都合がございますので、スクリーンに表示され

ております、1月24日金曜日、27日月曜日、28日火曜日のいずれかでお願いしたいと考えております。なお、会議は、七里ガ浜浄化センター又は山崎浄化センターで行います。

— 日程調整 —

(事務局) 令和2年1月27日、月曜日、午後1時30分から開催でよろしいでしょうか。委員の皆様には、開催日が近づきましたら、事務局から改めてご連絡いたします。

続きまして、第3回審議会の日程につきまして、3月26日木曜日、3月27日金曜日のいずれかでお願いしたいと考えております。場所は、山崎浄化センターで、午後2時からとなります。

最後に令和2年度第1回、通算で4回目の審議会は、次回開催時に日程を調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上